

ユニバーサルデザイン推進リーダー設置要綱

(目 的)

第1条 「ふくしまユニバーサルデザイン推進計画」に基づき、ユニバーサルデザインの考え方を県の事務事業の細部にまで広く浸透させるとともに、県民、民間団体、事業者、市町村等（以下「県民等」という。）への迅速な普及を図るため、ユニバーサルデザイン推進リーダーを設置する。

(設 置)

第2条 部局等ごとに総括ユニバーサルデザイン推進リーダー（以下「総括UDリーダー」という。）を設置し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

2 部局等及び出先機関ごとにユニバーサルデザイン推進リーダー（以下「UDリーダー」という。）を設置し、別表に掲げる職にある者をもって充てるほか、出先機関においても1名以上設置する。

3 出先機関のUDリーダーに充てる職は、青少年・男女共生課長と協議の上、総括UDリーダーが決定又は変更を行う。

(職 務)

第3条 総括UDリーダーは、次の各号に掲げる職務を行う。

一 部局等及び出先機関における「ふくしまユニバーサルデザイン推進計画」の進行管理

二 UDリーダーが次項第2号及び第3号に掲げる職務を行う場合の支援

三 部局等及び出先機関で収集したユニバーサルデザインに関する情報の一元管理及び青少年・男女共生課長への連絡

2 UDリーダーは、次の各号に掲げる職務を行う。

一 「ふくしまユニバーサルデザイン推進計画」の実施

二 職員に対するユニバーサルデザインの考え方の普及啓発、ユニバーサルデザインの考え方に基ついた事務事業の企画立案・実施に関する指導・助言

三 県民等へのユニバーサルデザインの考え方の普及啓発

四 県民等による新たな取組みなど、ユニバーサルデザインの推進に関する情報の積極的な収集及び収集した情報の総括UDリーダーへの連絡

(支援等)

第4条 青少年・男女共生課長は、総括UDリーダー及びUDリーダーがその職務を遂行するため、研修及び各種情報提供など必要な措置を講じるものとする。

(雑 則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、総括UDリーダー及びUDリーダーに関して必要な事項は、青少年・男女共生課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別 表

部 局 等	総括UDリーダー	UDリーダー
知事直轄	広報課主幹	各課（室）長
総務部	部主幹	各課（室）長
企画調整部	企画調整課主幹	各課長
<u>避難地域復興局</u>	<u>総括主幹</u>	<u>課長</u>
文化スポーツ局	総括主幹	各課長
生活環境部	企画主幹	各課（室）長
保健福祉部	企画主幹	各課（室）長
商工労働部	企画主幹	各課長
観光交流局	総括主幹	各課長
農林水産部	企画主幹	各課（室）長
土木部	企画主幹	各課（室）長
出納局	局主幹	各課長
企業局	局主幹	各課長
病院局	局主幹	各課長
議会事務局	局主幹	各課長
教育庁	企画主幹	各課（室）長
警察本部	警務課企画官	各部の企画担当補佐
監査委員事務局	監査総務課主幹	各課長
人事委員会事務局	総務審査課主幹	各課長
労働委員会事務局	審査調整課主幹	審査調整課長

※ 下線部が改正箇所です。新旧対照表は省略しました。